

【労働者等を対象とした施策】

通し番号	事業内容	実施機関	段階	掲載ページ
1	商工会議所等を通じ、中小企業へチラシを配布したり、各市町の健康まつり等においてパンフレットを配布します。	県保健所、大村市	予	23
2	ホームページ等によるメンタルヘルスケアに関する情報提供を実施します。	長崎労働局	予	23
3	職域に対し、健康づくりニュースやネットワーク通信にて情報の提供を行います。ホームページ等によるメンタルヘルスケアに関する情報提供を実施します。	県北保健所、五島保健所、上五島保健所	予	23
4	働き盛りの年齢層を対象とした保健所主催研修会で、パンフレット等による「うつ病」の正しい理解の啓発を行います。	県央保健所、県北保健所、対馬保健所	予	24
5	産業保健分野でストレスチェックをはじめとするメンタルヘルスを担当する保健師等を対象に交流、学習会を開催します。	県看護協会	全	26
6	産業カウンセラー養成講座を開催します。	日本産業カウンセラー協会	全	26
7	産業保健分野の活動に協力して、職域における保健師等による出前講座の開催等メンタルヘルス対策の普及啓発を行います(職場、管理職・経営者、家族への普及啓発)。	県保健所、長崎市	予	28
8	メンタルヘルス(特にセルフ・ライン・復職支援)研修を実施します。	日本産業カウンセラー協会	全	28
9	コミュニケーション(傾聴・アサーション)研修を実施します。	日本産業カウンセラー協会	全	28
10	職場での心理教育を進めるため、健康教室、講演・講話、パンフレット作成などに協力します。	長崎大学大学院	予	29
11	商工会や工業団地の組合を通じて、メンタルヘルスに関するパンフレットや相談先一覧を配布し、町内企業へのメンタルヘルスに関する啓発を実施します。	時津町、小値賀町	予	29
12	テキストや視聴覚教材、講師陣の充実を図り、企業内部でメンタルヘルス対策を実施することが出来る体制をつくるための援助を行います。	長崎産業保健総合支援センター	予	28
13	職場におけるメンタルヘルスケアについて、周知・啓発を図ります。	中小企業団体中央会	予	28
14	次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策センター」の指定を受け、仕事と生活の調和のとれた働き方の周知・啓発を図ります。	中小企業団体中央会	予	29
15	HP「こころの耳」より健康情報を提供します。	日本産業カウンセラー協会	予	29
16	産業医研修等の充実により、産業保健スタッフ活動の活性化を図ります。	長崎産業保健総合支援センター	予	29
17	地域・職域連携推進協議会を開催し、労働者のメンタルヘルスについて協議します。	県保健所	全	29
18	地域・職域連携推進協議会等の場を活用し、休養・こころの健康づくりに関する資料等の情報提供等を行います。	県国保・健康増進課	予	29
19	職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、事業者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。さらに全ての事業所においてセクシャルハラスメント及び妊娠出産等に関するハラスメントが行われないように雇用環境・均等室が周知・啓発を行い、これらハラスメントが生じた事業者に対して再発防止等の指導を行います。	長崎労働局、各労働基準監督署	予	29
20	医師会などとの連携による、かかりつけ医から精神科への早期受診体制を構築します。	県精神科病院協会	介	29

【労働者等を対象とした施策】

通し番号	事業内容	実施機関	段階	掲載ページ
21	利用者が高いストレスを感じている場合等に、相談できる適切な相談支援機関の案内を行い、心の健康状態の改善に努めます。	長崎労働局	予	29
22	各種研修を通じて(ストレス及び耐性・コーピング等)懸念者の早期発見・該当機関への紹介を実施します。	日本産業カウンセラー協会	介	32
23	相談(カウンセリング)を通じ必要性のある場合、該当機関へ紹介します。	日本産業カウンセラー協会	介	32
24	労働者が、がん等の疾病にかかったとしても、疾病を憎悪させることがないよう、適切な治療を続けながら、仕事を続けられるよう「治療と仕事の両立」を支援するために関係団体と連携し、体制を構築します。	長崎労働局	予	34
25	長崎及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働者及び経営者などからの労働相談に対し、指導、序言を行います。	県雇用労働政策課	予 介	41
26	産業保健相談(メンタルヘルス不調に陥った労働者からの相談、復職支援プログラム構築に係る相談、職場の改善整備に関する相談)を行います。	長崎産業保健総合支援センター	全	41
27	各市町社会福祉協議会による各種の貸付事業を実施します(総合支援資金等)。	各市町社会福祉協議会	予 介	42
28	若年者、中高年者への就業支援として、ハローワーク等、国や関係団体と連携し、個別相談から、就職活動に必要な能力取得のセミナー、職業紹介までの一貫した支援を実施します。	県雇用労働政策課、長与町	予	42
29	ハローワーク職員に対し、うつ傾向がある来所者の早期発見ができるような知識の普及並びに相談窓口についての周知を行います。	県央保健所、壱岐保健所、対馬保健所	介	42
30	就労意欲のある失業者等で住居を喪失又は喪失するおそれのある者に対して一定期間、住宅確保給付金を支給するとともに、就業機会の確保に向けた支援を行います。	各県・市町福祉事務所	予	42
31	中小企業者向け融資相談を実施します(中小企業者向け制度資金の相談)。	県商工会連合会、信用保証協会、長与町	予 介	42
32	国・県等が進める中小企業の成長発展を図るための各種金融施策を推進します。	中小企業団体中央会、長与町	介	42
33	倒産防止特別相談室(倒産のおそれのある中小企業者からの相談)を実施します。	県商工会連合会、長与町	予	42
34	中小企業者(個人事業者を含む)を対象とした、経営上の問題・悩み(売掛金回収、契約交渉、再建・再生、クレーム対応等)についての法律相談を実施します。	県弁護士会	全	42
35	中小企業者を対象として、経営安定特別相談室(長崎県補助事業)、長崎県中小企業再生支援協議会(国の委託事業)、早期転換・再挑戦支援窓口事業(国の委託事業)を実施します。	長崎商工会議所	介	43
36	民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行います。	長崎労働局	予	49
37	いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康被害防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する指導監督の徹底など労働基準監督による指導監督を強化します。	長崎労働局、各労働基準監督署	予	51
38	「健康経営」宣言事業に参加した事業所の活動に協力して、メンタルヘルスに関する啓発を実施します。	県南保健所	予	51
39	職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、事業者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。	長崎労働局、各労働基準監督署	予	51
40	全ての事業所においてセクハラ・パワハラ及び妊娠出産等に関するハラスメントが行われないように雇用環境・均等室が周知・啓発を行い、これらハラスメントが生じた事業者に対して再発防止等の指導を行います。	長崎労働局、各労働基準監督署	予	51